

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 天童市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.5%
全職員	66.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	81.2%
本庁課長補佐相当職	93.7%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.0%
31～35年	87.8%
26～30年	92.2%
21～25年	91.9%
16～20年	91.4%
11～15年	98.2%
6～10年	79.2%
1～5年	80.3%

【説明欄】

- ・男女それぞれの職員数に占める「会計年度任用職員」の割合が、女性が約46%、男性が約15%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているため、全職員における男女の給与に差が生じている。
- ・勤続年数が10年以下については、前職歴のある男性職員（医師等）の割合が高いため、他の勤続年数と比較して男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）が低くなっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は83.19%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。